

台風19号による被害に伴う希望ナンバー予約済証有効期間の延長について（お知らせ）

令和元年台風19号の被害に伴い、被害地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を延長する旨、令和元年10月15日付けで新潟運輸支局長より公示されました。

これに合わせ、希望ナンバー予約済証の有効期限につきましても、以下のとおり措置することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

新潟県上越市、糸魚川市および妙高市に使用の本拠の位置を有する車両

○措置内容

対象車両に係る希望ナンバー予約済証の有効期限が令和元年10月15日から10月28日までのものを令和元年10月29日まで延長する。

○延長方法

希望ナンバー予約済証有効期間の延長を希望される方は当事務所登録部門窓口までお申し出下さい。

令和元年10月16日

長岡自動車検査登録事務所登録部門